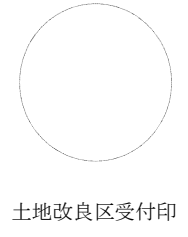


# 記入例

## 農地転用等の通知書

このたび下記の土地につき農地法第5条第1項第1号の規定による(届出)に(許可申請)にあたり地区除外等処理規程第2条の規程に基づきあらかじめ通知いたします。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については別紙の通り誓約書を差入れ、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付致します。



捨印を押印して下さい

令和 年 月 日

転用組合員 住所 岡山市〇区××123番地5  
氏名 児島湾 太郎 (印)

転用関係者 住所 倉敷市××999番地999  
氏名 改良区 花子 (印)

児島湾土地改良区理事長 殿

記

### 1. 土地

市、町	大字	字	地番	地目	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備考
岡山市南区	〇〇	〇〇	△〇-×	田	144㎡	144㎡	自己用住宅		
合計筆数					1 筆	合計面積		144 ㎡ ( 坪)	

### 2. 添付書類 (図面)

- (1) 地区除外申請書 (2) 誓約書 (3) 位置図、切図
- (4) 建物配置図及び排水計画図 (5) 地積測量図 (6) 当該転用農地の登記簿の写し

・農地法第4条もしくは5条どちらかを記入して下さい  
・届出もしくは許可申請どちらかに〇をして下さい

提出書類記入後、当土地改良区に書類を持参する日付を記入してください。持参する日付、郵送で届く日付が不明な場合は無記入のまま提出して下さい

・転用組合員の欄に土地所有者の方の住所、氏名を記入していただき認印を押印して下さい。

・転用関係者欄には、転用関係者の方の住所、氏名、認印をお願いします。関係者が企業や団体の場合は代表取締役様や代表者の方の氏名、会社住所、代表者印を押印して下さい。  
・4条転用の場合は転用関係者の欄は記入しないで下さい。

転用予定の地番の詳細を記入して下さい。転用筆数が多く書ききれない場合は、別紙参照としていただき各自で土地の詳細の別紙を作成して下さい。

添付書類に記載はありませんが、分筆をされて転用される場合で、分筆前の元地番の残面積が分かる地積測量図等の書類を添付して下さい。

- 水路に排出する廃液について(該当するところへ〇印)  
(1) 水洗便所の浄化水排水 ( 5 人槽 ) (公共下水) (2) 家庭雑排水  
(3) 工業用水の排出 (4) 化学薬品の廃液 (含有成分 )  
(5) 廃油の排出 (6) その他の排水 ( )
- 農業委員会(県知事)に(転用許可申請書)を提出しようとする日  
令和 年 月 日
- 工事施工予定時期  
着工：平成 年 月 日 完了：平成 年 月 日

転用目的によって地下に下水道がなく浄化槽を設置する予定の転用については設置する予定の人槽数を記入して下さい。公共下水がある場合は公共下水と記入して下さい

農業委員会に転用申請書の提出予定日、工事の着工、完了予定日を記入して下さい。着工予定日が不明な場合は無記入でかまいません

### 6. 主たる連絡者(委託人)について

名称所在地	TEL	氏名

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

決済金等地区除外費用を支払いに来られる方の住所、電話番号、氏名を記入して下さい。

転用目的記入欄は具体的に記入すること。

(以下は記入しないでください。)

調査結果の報告事項			
公務関係	水路新設、付替等工事必要	ある	ない
	複雑なる状況協議	ある	ない
	地元組合員の反対意見	ある	ない
	土地改良施設(かんがい排水施設、農道等)との調整	適当	不適当

決済金額	項目	金額	担当者印
	決済金	円	
	調査費	円	
	手数料	円	
	合計	円	

児島湾土地改良区 徴収係				
土地台帳	組合員名簿	賦課金完納	検収照合	
課長	係長	担当係		

### 注意事項

- ・当改良区による意見書の発行には、申請書類を提出していただいたから2~3日ほどかかります。
- ・決済金等地区除外費用については、当方の事務処理終了後、記入していただいた委託人の連絡先にお電話しますのでその際に担当者から金額をお伝えし、支払日をお伺いします。意見書及び領収書は地区除外費用と引き替えとなりますので、よろしくお祈いします。